

## 米子市空家等対策計画（素案）からの主な変更点

## 1. 第2章2（1）、（2）地図における自治連名の追加

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P 1 1	<p>図表 11 自治連別戸建空き家分布図</p> <p>凡例 自治連別戸建て空き家数      50戸未満      50戸以上100戸未満      100戸以上150戸未満      150戸以上200戸未満      200戸以上300戸未満      300戸以上</p> <p>※米子市都市計画基本図（1/20,000）を使用し複製。          ※住宅・土地統計調査による空き家数と違いがある。</p>	<p>図表 11 自治連別戸建空き家分布図</p> <p>凡例 自治連別戸建て空き家数      50戸未満      50戸以上100戸未満      100戸以上150戸未満      150戸以上200戸未満      200戸以上300戸未満      300戸以上</p> <p>※米子市都市計画基本図（1/20,000）を使用し複製。          ※住宅・土地統計調査による空き家数と違いがある。</p>
P 1 2	<p>図表 12 自治連別一般世帯数に占める65歳以上の世帯員のみの世帯数割合</p> <p>凡例 65歳以上の世帯員のみの一般世帯の割合      15%未満      16%以上20%未満      21%以上24%未満      24%以上27%未満      27%以上30%未満      30%以上</p> <p>※米子市都市計画基本図（1/20,000）を使用し複製。          ※平成27（2015）年国勢調査による。</p>	<p>図表 12 自治連別一般世帯数に占める65歳以上の世帯員のみの世帯数割合</p> <p>凡例 65歳以上の世帯員のみの一般世帯の割合      15%未満      16%以上20%未満      21%以上24%未満      24%以上27%未満      27%以上30%未満      30%以上</p> <p>※米子市都市計画基本図（1/20,000）を使用し複製。          ※平成27（2015）年国勢調査による。</p>

## 2. 第2章1（7）、2（2）文言修正

- (1) P 1 0, 1 2について、数値等に基づき将来を推し測っているため、懸念から推測に変更。
- (2) P 1、2 0、2 7は空家問題に起因した地域社会への影響に関する記載の為変更せず。

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P 1 0	懸念されます。	推測されます。
P 1 2	懸念されます。	推測されます。

## 3. 第3章1（2）まちを活性化する住まいづくり

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P 2 2	利用可能な空き家を地域の資源と捉え市場流通や活用促進を促すことで、まちを活性化する住まいづくり、地域の魅力	空家等や空家等を除却した後の跡地も、利用可能な場合、地域の資源となります。まちづくりの観点からも、空家等や除却後

	向上に繋がります。	<u>跡地について、市場流通や利活用を促進することで、まちを活性化する住まいづくり、地域の魅力向上に繋がります。</u>
--	-----------	--

#### 4. 第4章3(4) 関係団体との連携による流通促進

P27 空き家情報バンクと同様に、連携協定締結時の目的を記載し、今後の方向性を記載することで整合を図る。

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P28	本市では、平成29年度に空家等を流通促進するため、 <u>公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部と連携協定を締結しました。また、同年度に空家等対策を推進するため、鳥取県司法書士会と連携協定を締結しました。空家等の流通促進や空家等所有者への積極的な利活用促進に当たっては、各関係団体と連携することで、良質な空家等の確保と中古住宅市場への流通を促進します。</u>	本市では、平成28年度に危険家屋対策として特定空家等の発生の防止と空家等の利活用を推進するため、 <u>公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部及び公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部と連携協定を締結しました。また、相続などの権利関係の問題を解決し、空家等の適切な管理及び活用を推進するため、鳥取県司法書士会と連携協定を締結しました。今後は、各関係団体との連携を一層深めることで、良質な空家等の利活用や中古住宅市場への流通を促進するなど、総合的な空家等対策に努めます。</u>

#### 5. 第4章4(3) 特定空家等の所有者等への支援

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P34	しかし、 <u>所有者等が置かれた状況は様々であり、中には除却費用を用意することが困難な所有者等もいます。</u>	しかし、 <u>倒壊等の危険性のある特定空家等は、防災、衛生、景観など生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の安全と安心の確保を図るために、特定空家等を解消していく必要があります。</u>

#### 6. 第5章 2 空家等対策計画検討委員会

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P41	空家等対策計画の作成に関し必要な事項について協議	空家等対策計画の作成、変更及び作成等に関連する事項について協議

## 7. 計画の進行管理に関する記載

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P 4 3	<p>計画で示した施策を適切に実行し、空家等対策を推進します。</p> <p>また、社会・経済情勢の変化や国・県の動向、市の上位計画・関連計画等を踏まえ、必要に応じて施策に変更を加えながら取り組みます。</p>	<p>空家等を取り巻く環境や、社会情勢等は常に変化しています。空家法においても、施行から5年を経過したときに見直すこととされており、平成32年を目途に空家法の改正が行われることが予想されます。</p> <p>本市においてはP D C Aサイクルの考えに基づき、計画の進捗状況及び各施策の成果を適切に検証し、状況に応じて適宜見直しを実施することで、効果的な空家等対策を講じます。</p>

## 8. 第4章5 跡地の利活用に関する事項【市民意見公募を反映した変更点】

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P 3 8	<p>適切な管理と跡地の利活用を促し、地域の環境改善や土地利用価値の向上に取り組めます。</p>	<p>関係団体と連携し、適切な管理と利活用を促進することで、地域の環境改善や土地利用価値の向上に取り組めます。</p>

## 9. その他【関係団体に関する記載の修正】

	空家等対策計画（素案）	空家等対策計画（案）
P 2 7	<p>（相談体制の整備）</p> <p>相談内容に応じ、庁内関係課及び関係団体の協力を仰ぎ対応します。</p>	<p>（相談体制の整備）</p> <p>相談内容に応じて、庁内関係課や関係団体と連携し対応します。</p>
P 3 8	<p>（住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項）</p> <p>また、空家等に関する通報等については、住宅政策課が窓口として受け付け、<u>現地を確認し、庁内関係課と連携しながら所有者調査や助言指導に取り組ま</u>す。</p>	<p>（住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項）</p> <p>空家等に関する通報等については、住宅政策課が窓口として受け付け、<u>庁内関係課と連携しながら所有者調査や助言指導等に取り組むなど、通報や相談内容に応じて、庁内関係課や関係団体と連携し</u>対応します。</p>
P 4 2	<p>（地域関係団体等との連携）</p> <p>また、空家等の発生抑制、利活用の促進、<u>管理不全の解消</u>の各段階に応じて、専門家の助言、事業者の協力を得るとともに、</p>	<p>（地域関係団体等との連携）</p> <p>また、空家等の発生予防、適切な管理、利活用の促進、<u>除却</u>の各段階に応じて、専門家の助言、事業者の協力を得るとと</p>

	<u>関係団体等と連携して、空家等の適切な管理を促進します。</u>	もに、 <u>関係団体等と連携することで、総合的な空家等対策の取り組みを推進します。</u>
--	------------------------------------	--